

諫早開門差し止め命令

長崎地裁 仮処分 確定判決と逆判断

国営諫早湾干拓事業 (長崎県) の潮受け堤防排水門の開門調査を実施すれば、農業などに被害が出るとして、干拓地の営農者らが開門差し止めを申し立てた仮処分で、

長崎地裁 井田宏裁判長は12日、差し止めを認める決定をした。地裁は「営農者らの権利を侵害する可能性が高い」と判断した。

高裁の確定判決の履行期限が12月20日に迫るが、農業被害を防ぐための国の準備工事は、営農者らの抗議活動のため着手できていない。決定は期限内の開門の可否に影響を

与えそうだと、主な争点は開門で営農者らが受ける損害の程度や、工事で被害を防げるかどうか。開門調査の公益性、公益性。開門は有明海の不漁と

干拓事業の因果関係を調べる目的で、有明海沿岸の漁業者らの訴えを認め、た福岡高裁が義務付け、当時の民主党政権は上告せず確定した。国は準備に入ったが、営農者や周

辺の住民、干拓農地を所有する長崎県農業振興公社などは2011年11月、長崎地裁に開門差し止めの仮処分を申し立てた。

営農者側は「工事の有無にかかわらず、開門で海水が流入して農業用水

の確保が困難になる。水害や塩害の恐れがあり、農業を続けられない」と主張。国は、海水淡水化施設によって代替水源を確保できると反論。水害や塩害も堤防内の水位を管理し、海水の流入を調整して防げると主張した。漁業者側は国側を支える立場で訴訟に補助参加した。